

建物の解体、設備工事、リフォーム業に関わる事業者のみなさまへ

～2020年7月改正石綿障害予防規則対応～

# 石綿特別教育

(石綿使用建築物等解体等特別教育)



助成金  
対象  
コース

八代市  
臨時開催の  
ご案内です

開催日時	2022年11月20日(日)
開催場所	桜十字ホールやつしろ(旧やつしろハーモニーホール) 3階中会議室 熊本県八代市新町5-20 TEL 0965-53-0033
講習時間	学科4.5時間(8:00～受付、8:30開始、14:50終了予定)
受講料	11,000円(税、テキスト代込み)
定員	30名(先着順、受講資格:特になし)
その他	申込書締切11月5日(土) 厳守お願いいたします。 当日お昼休みを取りますので、昼食は各自でご用意下さい。

ご予約はウェブまたはお電話で承っております。

※このコースは2021年4月より助成金対象となりました

安心・丁寧な指導であなたの資格取得をサポートします。資料請求、講習のご相談などお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

熊本教習センター

〒869-1235 熊本県菊池郡大津町室北出口1390-1

TEL:096-340-3705

パソコン  
スマホから

簡単便利! Web予約

コベルコ教習所

www.kobelco-kyoshu.com

資格とともに明日へ

コベルコ教習所

# 石綿障害予防規則の改正ポイント (引用：厚生労働省サイト「石綿総合情報ポータルサイト」)



## 1、工事前に石綿含有の有無を調べる事前調査について

- ・建築物の解体・改修・リフォームなどの工事対象となる全ての材料について、石綿（アスベスト）含有の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存する必要があります。(令和3年4月～)
- ・建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行う必要があります。(令和5年10月～)



## 2、工事開始前の労働基準監督署への届出について

- ・吹付石綿に加え石綿（アスベスト）が含まれる保温材などの除去等の工事は14日前までに労働基準監督署に届け出る必要があります。(令和3年4月～)
- ・一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出る必要があります。(令和4年4月～)



## 3、吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事について

- ・除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者が石綿（アスベスト）等の取り残しがないことを確認する必要があります。(令和3年4月～)



## 4、石綿含有成形板等・仕上塗材の除去工事について

- ・(※石綿（アスベスト）が含まれている)けい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場を隔離する必要があります。(令和2年10月～)
- ・(※同)成形板等の除去工事は、原則切断、破砕等によらない方法で行う必要があります。(令和2年10月～)
- ・(※同)が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事では、作業場を隔離する必要があります。(令和3年4月～)



## 5、写真等による作業の実施状況の記録について

- ・石綿(アスベスト)が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存する必要があります。(令和3年4月～)

「せきめん」「アスベスト」と呼ばれる石綿は非常に細い天然の鉱物繊維で、高温に耐え、セメントやモルタルと均一に混ざりやすい特性を持ち、品質が安定しているため、その多くが建材として建築物に使用されてきました。

近年、石綿を使用した建築物の老朽化に伴い解体・改修工事が増加傾向にあり、浮遊した石綿の飛散により肺がんや中皮腫などの労働災害が発生していることから、解体工事作業等の労働者や近隣住民の石綿のばく露による災害を防止するため、労働安全衛生法により石綿を含む建築物、工作物または船舶の解体・改修工事の作業に従事するには特別教育を修了していなければならないと定められています（労働安全衛生法第59条第3項／労働安全衛生規則第36条第37号／石綿障害予防規則第27条第1項）。

### 主に使用する業種



解体工事業



建設・土木工事業



産業廃棄物処理業



造船業 他